

## 令和2年改正個人情報保護法に基づく放送分野ガイドラインの改正

---

令和3年9月30日  
事務局

- 本資料は、資料4-1に基づき、令和2年改正個人情報保護法に基づく放送分野ガイドラインの改正について、検討事項の整理を行うもの。
- 基本的には、放送分野ガイドラインに改正個人情報保護法令と同等の規律を設けることとする。視聴データに関する用語の整理を行った上で、「仮名加工情報」や「個人関連情報」の取扱いの規律について、改正個人情報保護法令で規定されている事項を放送分野ガイドラインに反映。なお、2～4については、現在、放送の事情を勘案した具体的な検討が別途の場で行われているところ（その検討結果は、認定団体指針等に反映予定）。

1 視聴データに関する用語の整理	令和2年改正個人情報保護法において、「仮名加工情報」や「個人関連情報」の取扱いについて、新たな規定が設けられたことなどを受けて、放送受信者等の個人情報以外の情報等について、視聴データに関する用語を整理 →本資料3ページ～6ページ
2 仮名加工情報の加工の内容等の明確化	令和2年改正個人情報保護法において、「仮名加工情報」の取扱いについて、新たな規定が設けられたことなどを受けて、現在、視聴履歴の仮名加工情報等を活用するユースケースに基づいて、仮名加工基準等について、アドバイザリーボード（※）において検討中
3 個人関連情報の第三者提供等	令和2年改正個人情報保護法において、「個人関連情報」の取扱いについて、新たな規定が設けられたことを受けて、現在、個人関連情報が第三者提供先で個人データとなることが想定される具体例や、事前同意の取得方法等について、アドバイザリーボード（※）において検討中
4 受信機メモリの共通NVRAMに保存された情報等の取扱い	受信機メモリの共通NVRAMに保存された情報（リンクキー）は、個人関連情報となることから、その取扱いについて、放送事業者において運用方針を検討中

（※）令和3年度総務省予算事業「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する調査研究」（請負先：株式会社野村総合研究所）において、アドバイザリーボードが設置され、実証実験等を通じて、「個人関連情報の第三者提供規制を踏まえた非特定視聴履歴の取扱い」や「仮名加工情報・匿名加工情報の取扱い」について、具体的な検討が行われている。

(第1回検討会資料1 - 2より抜粋)

(1) 「仮名加工情報」制度の創設

視聴履歴等の加工基準や活用ケースについて、認定個人情報保護団体指針（以下「SARC指針」という。）に規定する具体的な事項（加工方法（項目削除、抽象化、丸め加工）等）を検討。

(2) 提供先で個人データとなることが想定される個人関連情報

- SARC指針で定義されている「視聴関連情報」(\*1)、「非特定視聴関連情報」(\*2)、「非特定視聴履歴」(\*3)と改正個人情報保護法で追加された「個人関連情報」(\*4)の関係性を整理し、新たに放送分野ガイドラインで規定する事項とSARC指針で規定する事項を検討。

\*1 放送受信者等の視聴に伴って収集される全ての情報（視聴履歴や機器の操作履歴など、視聴に伴って取得される全ての情報が対象）

\*2 視聴関連情報のうち、特定の個人を識別できないもの \*3 非特定視聴関連情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報

\*4 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの

- 非特定視聴履歴が提供先で個人データとなることが想定される具体的な事例（例：非特定視聴履歴のデータベースと、会員ID・氏名等の他のデータベースを組み合わせる場合）を検討し、その際の本人同意の取り方を明確化し、規定する事項を検討。
- その他個人関連情報（受信機メモリの共通NVRAMに保存された情報等）の取扱いについて検討。

- 現行、放送受信者等の視聴に伴って収集される全ての情報は「視聴関連情報」と定義されており、「視聴関連情報」は「視聴関連個人情報」と「非特定視聴関連情報」の二つからなる。
- 視聴関連個人情報とは、個人情報に該当するものであり、「視聴履歴」は視聴関連個人情報の一部。
- 非特定視聴関連情報とは、特定の個人を識別できないものであり、「非特定視聴履歴」は非特定視聴関連情報の一部。ただし、例えば同じ社内の別のデータベースに保存される特定の個人を識別することができる情報と容易に紐付けることが可能である（容易照合性がある）場合には、個人情報として取り扱われる。

視聴データ（視聴関連情報）		・放送受信者等の視聴に伴って収集される全ての情報（視聴履歴や機器の操作履歴など、視聴に伴って取得される全ての情報が対象となる。）
個人情報	視聴関連個人情報	・視聴関連情報のうち、個人情報（特定の個人を識別できるもの）に該当するもの
	視聴履歴	・視聴関連個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報 ・なお、この情報により視聴した放送の受信の契約者等が誰なのか（特定の個人）が識別できれば良く、実際に視聴した者（契約者の家族のうち、誰が実際に視聴したのか等）が個別に特定される必要はない（視聴の都度、個人情報の提供に関して同意する場合を除く。）
個人情報以外	非特定視聴関連情報	・視聴関連情報のうち、特定の個人を識別できないもの
	非特定視聴履歴	・非特定視聴関連情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報

## 整理（案）

- 現行、「視聴関連情報」という用語があるところ、改正個人情報保護法において、「個人関連情報」（※1）が新設されたことにより、類似の用語が存在することとなり、用語の混同を招くおそれがある（※2）。
  - （※1）個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
  - （※2）例えば、現行の「視聴関連情報」には個人情報（視聴履歴）が含まれる一方、「個人関連情報」には個人情報は含まれないなど。
- 「個人関連情報」との混同を避けるため、個人情報保護法で用いられている用語「○○情報」に対応する形で、それぞれ「視聴○○情報」と、視聴データに関する用語を見直してはどうか（右表＜改正案＞のとおり）。

< 現行 >

視聴関連情報	
個人情報	視聴関連個人情報
	視聴履歴
非個人情報	非特定視聴関連情報
	非特定視聴履歴

< 改正案 >

視聴に係る個人に関する情報（※3）	
個人情報	視聴個人情報
	特定視聴履歴
個人関連情報	視聴個人関連情報
	非特定視聴履歴
仮名加工情報	視聴仮名加工情報
匿名加工情報	視聴匿名加工情報

（※3）現行の「視聴関連情報」の定義は、個人に関する情報に限定されていないため、改正案の「視聴に係る個人に関する情報」の定義は、「放送受信者等の視聴に伴って収集される、個人に関する情報」等に変更することが考えられる。

- 1 「個人関連情報」と認定団体指針における「非特定視聴関連情報」及び「非特定視聴履歴」の関係性の整理が必要。「視聴履歴」以外の視聴データ全般について整理と見直しが必要とされ、少なくとも個人関連情報に該当する性質のものについては、新たに定義が加えられるべき。また、個人関連情報データベース等たる非特定視聴履歴を事業の用に供する個人関連情報取扱事業者を「受信者情報取扱事業者」に含めないこととしつつ、改正法の規律に照らして、当該個人関連情報取扱事業者について新たな定義が加えられるべき。(日本民間放送連盟)
- 2 「視聴履歴」とは別に「非特定視聴履歴」といったもの(ただし、改正法第26条の2の「個人関連情報」に該当するものに限る。)を定義し、その取扱いについて、新たな規律が定められるべき。(日本民間放送連盟)
- 3 「視聴関連情報」、「非特定視聴関連情報」、「非特定視聴履歴」と改正個人情報保護法で追加された「個人関連情報」の関係性を整理し、新たな放送分野ガイドラインで規定する事項とSARC指針で規定する事項について、わかりやすく規定されることを要望。(衛星放送協会)

- 1 非特定視聴履歴や視聴履歴等の用語の整理を実施すべき。これらの用語は、放送かネット配信かによって位置づけは変わる。加えて、電波による放送の場合であっても、民放とNHKを比較すると、NHKは受信契約者情報を保有しており、民放は保有していないという違いがある。このような事情に鑑みて、用語を整理した方が一連の問題が検討しやすくなるのではないか。(第3回：佐藤構成員)